

一 般 質 問 通 告 書

宇美町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。

令和7年2月19日

宇美町議会議長 殿

宇美町議会議員 白水 英至

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
本町に流れる河川の計画的な維持管理は	河川の氾濫を防止するため、ダムや堤防などの河川管理施設の点検や修繕は大切であるが、河川の中に生い茂る草木や堆積した土砂を除去することも重要である。 最近の異常気象を考えると、早めの除草・伐採・しゅんせつなどの対策が必要だ。 今回は、河川の維持管理、特に除草等について、町や河川管理者の対応を問う。 ① 本町が管理する河川と県が管理する河川の割合は ② 本町が管理する河川の維持管理は計画的に行われているのか。これまでの状況は ③ 河川の維持管理に関する自治会等からの要望の内容は。またその要望が、町が管理する河川の場合と県が管理する河川の場合の対応は ④ 町民の命を守るため、河川の氾濫を予防しなければならない。そのためにも、河川の計画的な維持管理が必要と思うが、町の考えは	町 長